

一月十五日〜二日は防災とボランティア週間 一月十七日は防災とボランティアの日

地震は、いつ・どこに来るか分かりません。

昨年は、東北地方で大きな地震がありました。

当町でも東海地震をはじめ、いつ大きな地震が来てもおかしくない状況です。

このような状況下で、気象庁は、緊急地震速報を提供（平成十九年十月一日開始）しています。この情報は、地震による強い揺れを事前にお知らせするもので、利用の心得は、「周囲の状況に応じてあわてずにまず自分の身を守る」ことです。

自分の身を守ることができなければ、家族、近所の人を助けることができないからです。

災害の規模が大きくなればなるほど、消防機関などによる十分な防災活動は、すぐには望めません。建物の倒壊による道路の寸断、交通渋滞、通信回線の混乱などが救助活動を妨げてしまいます。

阪神・淡路大震災で火災の延焼を防ぎ、がれきの下敷きになった人を助け出して傷の手当てをしたのは、

家族であり近所の人でした。

また、全国から多くのボランティアが駆けつけ、さまざまな救援活動をしました。

大震災の被災地の中でも、日ごろからコミュニティ活動が盛んだった地区ほど、救援活動や復興において目覚ましい活動が見られました。非常に自主的な防災活動が効果的にされるためには、平常時から地域においてさまざまな分野でコミュニティ活動がされていることが大切です。

防災とボランティア週間、そして防災とボランティアの日をきっかけにさらに防災意識を高め、万全の心構えをしておきましょう。
問合せ 消防本部 ☎八七六〇一一九



平成二十年度 交通安全と地域安全の町民総ぐるみ大会

十一月十五日、福祉文化会館で表彰式（功労者、交通安全・地域安全標語優秀作品）が行われました。（敬称略）

交通安全標語優秀作品

小学校の部

最優秀 あぶないよ 車がくるよ まがりかど

藤原 夢来（長柄小四年）

優秀

ハツとして ブレーキふんでも まにあわない

福本 真絵（上山口小三年）

中学校の部

最優秀 ちょっとした 気持ちのゆるみが 事故のもと

齋藤 未来（葉山中一年）

優秀

後部席 シートベルトを わすれずに

和田のぞみ（葉山中三年）

地域安全標語優秀作品

小学校の部

最優秀 あいさつを すれば広がる 地域の輪

松田 浩翼（長柄小六年）

優秀

かぎかけ 声かけ さいかくにん 私の ぼうはん まず一歩

福本 真絵（上山口小三年）

中学校の部

最優秀 あいさつは 犯罪をなくす 第一歩

福井 匠（葉山中二年）

優秀

声かけて 犯罪防止 地域の目

矢嶋 桃子（葉山中三年）

鎌倉税務署 からのお知らせ

問合せ 鎌倉税務署 個人課税第一部門
☎〇四六七―二二―五五九一代

◆確定申告書は、 自分で書いて提出はお早めに

税務署窓口で、所得税・贈与税・消費税についての相談と申告書の受付をします。土日祝日は開署していませんが、二月二二日(日)・三月一日(日)に限り確定申告書作成のアドバイスや申告書の受付をします。

税務署の駐車場は四月中旬まで利用できません。臨時駐車場もないので、車での来署はご遠慮ください。なお、各申告書は郵送、税務署の時間外受信箱への投函で提出できます。

受付期間

① 所得税

二月十六日(月)～三月十六日(月)

※所得税の還付申告の場合は、一月から申告書を提出できます。

※還付金の受け取りは、銀行・郵便局などの預貯金口座への振込みが便利です。

② 消費税(個人事業者)

一月五日(月)～三月三十一日(火)

③ 贈与税

二月二日(月)～三月十六日(月)

◆年金受給者・新規住宅取得者 などのための申告指導相談会

年金受給者・給与所得者で、所得税の住宅借入金等特別控除等の還付申告をする人が申告相談できます。
対象外 事業・不動産・譲渡(土地・建物・株式等)のある人

日時 一月三〇日(金)

九時三〇分～十六時三〇分

(十二時～十三時は除く。相談者多数の場合は早めに受付を終了します。)

場所 保育園・教育総合センター

◆税理士会が行う小規模納税者等 のための無料申告相談会

対象外 譲渡所得がある、相談内容が複雑、所得金額が高額の場合(税務署で指導を受けるか、税理士の有料相談を受けてください。)

日時 二月三日(火)・四日(水)

九時三〇分～十六時(十二時～十

三時は除く。受付は十五時まで。相談者多数の場合は早めに受付を終了します。)

場所 保育園・教育総合センター

◆インターネットを利用して

① e-Tax をご利用ください

平成二〇年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を添付し、e-Tax を利用すると、所得税額から最高五千円の控除を受けられます(平成十九年分の確定申告で本控除の適用を受けた人は受けられません)。

e-Tax で所得税の確定申告をする場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信し、記載や提示を省略することができます(確定申告期限から三年間、添付書類の提出や提示を求められることがあります)。

e-Tax <http://www.e-tax.nta.go.jp>

② 申告書をホームページで作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書なら郵送で税務署に提出できます。国税の各種情報も分かります。

国税庁 <http://www.nta.go.jp>

◆所得税の確定申告を 町役場でも受付

所得の種類が給与か年金のみで、医療費控除などの諸控除を受ける場合は、町役場でも所得税の申告相談をします。

期間

二月十六日(月)～三月十六日(月)

(閉庁日は除く。)

時間 九時～十六時

(十二時～十三時は除く。)

場所 役場四階大会議室

対象外 事業所得、不動産所得、配当所得、報酬に係る雑所得(原稿料や講演料等)、一時所得(生命保険契約等に基づく一時金等)、譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権等)
災害や盗難等に伴う雑損控除、住宅借入金等特別控除等
(鎌倉税務署で申告相談をしてください。)

仮收受

できあがっている確定申告書・消費税申告書は、所得や控除の種類に関係なく、役場税務課窓口で二月二日(月)から仮收受します。

問合せ 税務課

☎内線二五一～二五三

平成二一年度 住民税の税制改正

問合せ 税務課

☎内線二五一～二五三

◆十月から

公的年金の特別徴収を開始

公的年金受給者の納税の便宜を図るため、今年十月以降に皆さんが受給する公的年金から町・県民税を天引きする特別徴収が始まります。

対象 昨年高齢基礎年金等を受給し、今年四月一日に六五歳以上の人

※以後、前年に高齢基礎年金等を受給し、その年の四月一日に六五歳以上の人が対象になります。

※障害年金や遺族年金は非課税なので、特別徴収の対象外です。

特別徴収される税額

公的年金等に係る所得に対する町・県民税のみ

※公的年金等以外に係る所得に対する町・県民税は普通徴収で納めます。特別徴収と普通徴収で納める税額の合計額が、その年度の町・県民税額です。

表①

| 納める税額 | 年税額の半額 | | 年税額の半額 | | |
|-------|---|----|-------------------------|-----|------|
| 徴収方法 | 普通徴収(納付書払い・口座振替) 第1期(6月末納期限)・第2期(8月末納期限) | | 特別徴収(公的年金から3回に分けて毎回天引き) | | |
| 年金受給月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 来年2月 |

表②

| 徴収方法 | 特別徴収(公的年金から毎回天引き) | | | | | |
|-------|---------------------------------|----|----|--|-----|----|
| | (仮徴収) | | | (本徴収) | | |
| 納める税額 | 特別徴収(公的年金から前年度の2月の納税額と同額を毎回天引き) | | | 特別徴収(「新年度の税額-仮徴収の税額」の残額を3回に分けて公的年金から毎回天引き) | | |
| 年金受給月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |

特別徴収の方法

①平成二一年度(最初の年度)

平成二一年度町県民税額の半分を、これまで通り六月と八月の二回に分けて普通徴収(納付書払いや口座振替での納税)で納めます。そして、残りの半額を十月・十二月・来年二月の年金受給時に三回に分けて特別徴収(年金からの天引き)で納めます。

②平成二二年度(次の年度)以降

四月・六月・八月の公的年金受給時に、仮徴収として前年度二月に特別徴収した額と同額を特別徴収で納めます。

そして、本徴収として、年税額か

ら仮徴収した額を差し引いた残りの額を、十月・十二月・翌年二月の公的年金受給時の三回に分けて、特別徴収で納めます。

◆寄附金控除が大幅に改変

①対象寄附金・控除額等が拡充

現行の対象となっていない寄附金(神奈川県共同募金会・日本赤十字社神奈川県支部)に、神奈川県や葉山町が条例で指定した寄附金がかかります(今年一月一日以降の寄附金が対象となります)。

寄附金控除対象の下限額について

は、十万円から五千円へと引下げられました。

控除方式については、所得控除から税額控除へと変更になりました。

②地方公共団体への寄附金が変わります(ふるさと納税)

都道府県や市区町村に対する寄附金は、これまで十万円以上の寄附金が控除の対象でしたが、五千円以上になります。

また、その寄附金のうち五千円を超える部分について一定の限度(所得割額の一割程度)まで所得税とあわせて全額控除されます。

介護保険に関する費用を確定申告するには

問合せ 福祉課 ☎内線二三二～二三三

平成二〇年一月一日から十二月三十一日までを支払った介護保険料やサービス利用料(自己負担分)が、所得税の確定申告や町・県民税申告の際に所得控除の対象となります。

◆介護保険料

介護保険料や健康保険料の社会保険料は、「社会保険料控除」の対象です。

注意 特別徴収(年金から天引き)された介護保険料は、その年金受給

者本人の納付となります。従って、他の人の控除には使えません。

対象金額 平成二十年中に納付した保険料額

※介護保険料の納付金額は、一月末にお知らせします。

申告に必要なもの 証明書や領収書は必要ありません。

◆おむつ代は「医療費控除」の場合も

寝たきりや認知症または治療上おむつを使用している場合は、医師が

▼サービス利用料

| | 居宅(在宅)介護サービス | 施設介護サービス |
|-----------|--|---|
| 対象となるサービス | <ul style="list-style-type: none"> ●「ケアプラン」に基づいた次の医療系サービス(介護予防含む) <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション(デイケア) ・短期入所療養介護(医療系施設のショートステイ) ●上記サービスと併せて利用した場合は、次の福祉系サービスも対象となります。(介護予防含む) <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(生活援助を除く) ・夜間対応型訪問介護 ・訪問入浴介護 ・通所介護(デイサービス) ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護(福祉系施設のショートステイ) | <ul style="list-style-type: none"> ●次の施設サービス費の自己負担額(介護費用、居住費及び食費) <ul style="list-style-type: none"> ①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ※②③については、診療・治療上必要な「特別室の使用料」も対象です。 |
| 対象となる費用 | 居宅サービス費の自己負担額(介護費用、短期入所療養介護の居住費、通所リハビリテーション(デイケア)と短期入所療養介護の食費) | 施設の種類により異なります ①介護老人福祉施設は自己負担額の2分の1 ②介護老人保健施設は自己負担額の全額 ③介護療養型医療施設は自己負担額の全額 |
| 申告に必要なもの | 居宅サービス事業者が発行した領収書 | 介護保険施設が発行した領収書 |

発行した「おむつ使用証明書」を添付すると領収書のあるおむつ代が医療費控除の対象となります。かかりつけの医師に証明書が必要な旨を申し出てください。

おむつ代の医療費控除を受けるのが二年目以降の場合は、「おむつ使用証明書」に代えて「確認書」を、町が発行できる場合があります。まずは福祉課へお問い合わせください。

対象 二十年中にかかったおむつ代申告に必要なもの おむつ使用証明書 確認書、領収書

◆要介護者は「障害者控除・特別障害者控除」対象の場合も

身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、「年齢が六五歳以上で、精神又は身体に障害があり、その障害の程度が障害者に準ずると町の認定を受けている人」は障害者控除・特別障害者控除を受けることができます。

認定の手続き 要介護認定訪問調査の内容をもとに判定し、対象者は、福祉課で「障害者控除・特別障害者控除対象者認定書」を発行

「定額給付金」給付をよそおった振り込み詐欺 個人情報の詐取にご注意ください

閣議決定した「定額給付金」は、現在、市区町村や総務省が皆さんへ何らかの連絡をしたり、給付についての申請等の手続きを求めたり、給付をしたりする段階ではありません。

もし、自宅や職場等に市区町村や総務省の職員を名乗って電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、市区町村や最寄りの警察署、または警察相談電話(☎#9110)へご連絡ください。

ATMを自分で操作して、他人からはもちろん、市区町村や総務省からも、お金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

また、「定額給付金」のために、市区町村や総務省が手数料等の振り込みを求めることも、フリーダイヤル☎0120-△△△△△へ電話するよう求めることもありません。

そして、市区町村や総務省が、皆さんの家族構成や生年月日を電話や手紙で確認することもあります。

具体的な「定額給付金」の手続きや給付方法等が決まり次第、報道機関や広報紙を通じてお知らせします。

総務省・警察庁

します。福祉課へお問い合わせ後、申請してください。

申告に必要なもの 町が発行した障害者控除・特別障害者控除対象者認定書

◆サービス利用料(自己負担分)

表のサービス利用をした場合、その領収書内の「医療費控除の対象となる金額」が医療費控除の対象となります。高額介護サービス費等で戻ってきた金額は、「保険金などで補てんされる金額」として「医療費控除」を計算してください。

やさしい税ミナール

テーマ 「確定申告書の書き方」
日時 二月四日(水)
十三時三〇分～十六時三〇分
場所 町役場四階大会議室
定員 三〇人(先着順)
講師 鎌倉税務署職員
申込み・問合せ 住所・氏名・電話番号を電話、ファックスで
生涯学習課 ☎内線七二三〇
FAX 八七六一一八六一
受付 一月六日(火) 十時から